

関税法第百一条第五項第二号の規定に基づき、貿易の振興に資するため特に必要がある場合を定める件

の港湾施設等の利用の促進のための施策  
三 前二号に掲げる施策のほか、港湾施設等における貿易の振興に資するための施策

平成十七年四月一日財務省告示第三十九号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百一条第五項第二号の規定に基づき、貿易の振興に資するため特に必要がある場合を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

なお、構造改革特別区域法第二十九条の規定に基づき、貿易の振興に資するため特に必要がある場合を定める件（平成十五年三月財務省告示第百三十二号）は、平成十七年三月三十一日限り、廃止する。

関税法第百一条第五項第二号に規定する貿易の振興に資するため特に必要がある場合は、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬することができるとする港湾施設、空港施設その他貨物の流通のための施設（以下「港湾施設等」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる施策が講じられている場合又は講じられることが確実な場合とする。

一 港湾施設等の使用料の引下げ、港湾施設等を利用するための手続の簡素化その他の港湾施設等を利用する者の利便の向上のための施策

二 港湾施設等の整備、外国航緒の船舶又は航空機の誘致その他